

業務継続計画（BCP）の策定に係る運営基準について（概要）

1. 業務継続計画の策定（別紙参考例を参照）

○感染症にかかる業務継続計画【業務継続ガイドライン（新型コロナウイルス感染症編）参照】

- ・ 平時からの備え（体制構築、感染症予防の取組、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応（担当者の選任、マニュアルの整備等）
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有、事業継続の方策等）

○自然災害にかかる業務継続計画【業務継続ガイドライン（自然災害編）参照】

- ・ 平常時の対応（建物設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、備蓄品等の確保等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、優先する業務、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

2. 業務継続計画に関する研修の実施

○研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。また、新規採用時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

○研修内容

業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行う内容とする。

○実施回数

年1回以上実施すること（居住系、施設系は年2回以上）。

3. 業務継続計画に関する訓練の実施

○訓練の内容

業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、非常時のケアの演習等について訓練を実施する。机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。

○実施回数

年1回以上実施すること（居住系、施設系は年2回以上）。

※令和6年3月31日までは努力義務。